

浄化槽維持管理等委託契約書

収入印紙

浄化槽管理者（浄化槽設置者、以下「甲」という。）と浄化槽工事業者（以下「乙」という。）と浄化槽保守点検業者（以下「丙」という。）と浄化槽清掃業者（以下「丁」という。）とは、甲が管理する浄化槽の保守点検及び清掃並びに兵庫県知事指定検査機関である一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）が実施する法定検査について、次の条項により契約を締結し、信義に従って、これを履行するものとする。

（浄化槽の設置場所等）

第 1 条 この契約により、丙が保守点検を丁が清掃を行う浄化槽の設置場所等は次のとおりとする。

（1） 設置場所

兵庫県 市・町 番地

（2） 浄化槽の種類

メーカー名： 、型式： 、処理方式：

（3） 浄化槽の能力

処理対象人員： 人槽（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

（4） 放流水質

BOD（生物化学的酸素要求量）： mg/ℓ 以下

（5） 設置予定年月日

年 月 日

（6） 使用開始予定年月日

年 月 日

（設置及び法定検査等に係る乙及び丙の役割）

第 2 条 乙は浄化槽の設置に当たり、甲に対し、次に掲げる事項について必要な説明及び協力を行うものとする。また、浄化槽法（以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する法定検査（以下「使用開始検査」という。）については、乙は甲の委託を受けて指定検査機関（センター）に申し込むことができる。

（1） 浄化槽の適正な使用方法及び維持管理の条件

（2） 法第 5 条第 1 項に規定する浄化槽の設置等の届出を行うこと

（3） 使用開始検査の申し込みを行うこと

（4） 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する浄化槽の使用開始報告を行うこと

2 丙は甲に対し、次に掲げる事項について必要な説明及び協力を行うものとする。また、法第 11 条第 1 項に規定する法定検査（以下「定期検査」という。）については、丙は甲の委託を受けて指定検査機関（センター）に申し込むことができる。

（1） 浄化槽の適正な使用方法

（2） 使用開始検査の実施の時期を指定検査機関（センター）に通知すること

（3） 定期検査の申し込みを行うこと

（4） 浄化槽の付属機器の交換、清掃の時期等、浄化槽の維持管理に必要な措置を判断すること

（5） 浄化槽の使用を廃止する場合に、行政に廃止届けを行うこと

(保守点検及び清掃の実施)

第3条 丙は保守点検の実施に当たっては、浄化槽法に規定する保守点検の技術上の基準及びその他法令の規定を遵守し、次の浄化槽管理士を派遣し_____（ヶ月、週）毎に_____回、当該浄化槽の保守点検を行うものとする。

浄化槽管理士

氏名		浄化槽管理士免状の 交付番号	
住所			

2 丁は清掃の実施に当たっては、浄化槽法に規定する清掃の技術上の基準及びその他法令の規定を遵守し、年に1回（ただし、全ばっ気方式にあつては、6ヶ月に1回）の浄化槽の清掃を行うほか、甲又は丙の指示により必要に応じてこれを行うこととする。

(委託料等)

第4条 保守点検及び清掃の委託料はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 保守点検料

_____円／1回（消費税抜き）×_____回、年額_____円（消費税抜き）とし、別途内訳明細書を添付するものとする。丙は、保守点検作業毎に甲に支払いを請求することができる。甲は、丙から請求があつたときは、委託料を支払うものとする。なお、薬剤の補充、機器の補修等の必要が生じた場合の料金は、甲及び丙は協議の上、別途定める。

(2) 定期清掃料

_____円／1回（消費税抜き）×_____回、年額_____円（消費税抜き）とする。丁は、清掃作業毎に甲に支払いを請求することができる。甲は、丁から請求があつたときは、委託料を支払うものとする。なお、前条第2項の規定により甲又は丙の指示により必要に応じて行う場合の清掃料金は、甲及び丁は協議の上、別途定める。

2 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、その作業毎に甲が丙又は丁に支払うものとする。

(損害賠償)

第5条 丙が行う業務上の行為により、甲に損害を与えた場合は、不可抗力によるもののほか、丙は甲に対し弁償の責めに任ずるものとする。

2 丁が行う業務上の行為により、甲に損害を与えた場合は、不可抗力によるもののほか、丁は甲に対し弁償の責めに任ずるものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、丙又は丁が正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は浄化槽法に規定する技術上の基準に違反したことが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合、丙又は丁は、その解約によって生じた甲の損害に対し誠意を持って賠償しなければならない。

2 甲は、当該浄化槽を第三者に譲渡したときには、この契約の効力は失効する。ただし、譲渡を受けた浄化槽管理者は、改めて浄化槽維持管理等委託契約を締結し、適切な維持管理を行わなければならない。

(契約の効力の始期及び終期)

第7条 この契約の効力は、当該浄化槽を設置した日から生じその使用を開始した日から起算して1年を経過した日に失効する。ただし、第6条第2項に限りこの契約を締結した日から効力を生ずるものとする。

2 前項の場合において、甲はその使用を開始する日の1週間前までに、使用開始を丙に対し通知する義務を負う。

3 この契約の失効の日までに甲、乙、丙及び丁から契約を解除する旨の申し入れがないときは、この契約書の甲、丙及び丁に関する部分に限り、契約は更新されたものとする。

4 この更新の期間は、1年とし次の更新には、前項を準用する。

(協議事項)

第8条 本契約書の事項に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁は誠意を持って協議のうえ処理するものとする。本契約締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

浄化槽管理者（浄化槽設置者）

甲 住 所
氏 名（又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ） ー

浄化槽工事業者

乙 住 所
氏 名（又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ） ー

浄化槽保守点検業者

丙 住 所
氏 名（又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ） ー

浄化槽清掃業者

丁 住 所
氏 名（又は法人名及び代表者名）

電話番号（ ） ー

(使用開始検査及び定期検査の受検申し込み先)

一般社団法人兵庫県水質保全センター 浄化槽検査課 宛

〒650-0047

神戸市中央区港島南町3丁目3番8

電話番号（078）306-6021、ファックス番号（078）306-6038